

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件
○国税庁告示第7号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

国税庁長官 可部 哲生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
○別表			○別表		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
[略]			[同左]		
規則第 三条第 二号ニ	個人番号利用 事務実施者が 適当と認める 方法	[略] 国税関係法令 に係る情報通 信技術を活用 した行政の推 進等に関する 省令第五条第 一項二号に 規定する国税 庁長官が定め る者を定める 件（平成十八 年国税庁告示 第三十二号） 第七号に規定 するオン化省 令第四条第二 項又は第四項 及び <u>第八項</u> の 規定により通 知された識別 符号及び暗証 符号により認	規則第 三条第 二号ニ	個人番号利用 事務実施者が 適当と認める 方法	[同左] 国税関係法令 に係る情報通 信技術を活用 した行政の推 進等に関する 省令第五条第 一項二号に 規定する国税 庁長官が定め る者を定める 件（平成十八 年国税庁告示 第三十二号） 第七号に規定 するオン化省 令第四条第二 項又は第四項 及び <u>第七項</u> の 規定により通 知された識別 符号及び暗証 符号により認

		証する方法			証する方法
規則第 六条第 一項第 三号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	規則第 六条第 一項第 三号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）
	[略]	[略]			[同左]
[略]			[同左]		
備考 表中の[]の記載は注記である。					

附則 規則第三条第二号ニの規定は令和四年一月一日より適用する。